

京都市人権文化推進懇話会（専門意見聴取会） 概要

- 【日時】 令和2年2月6日（木）午後2時10分～午後3時15分
【場所】 京都市消費生活総合センター 研修室
【議題】 性的少数者の人権尊重に関する今後の取組について
【出席された専門家】（五十音順）

薬師寺公夫 京都市人権文化推進懇話会 座長

立命館大学大学院法務研究科 特別任用教授

山田 創平 京都精華大学 人文学部 准教授

※ 村木委員（NPO法人虹色ダイバーシティ）は当日欠席。

【会議内容】

性的少数者の人権尊重に関する今後の取組を専門的な視点から検討するため、委員から意見聴取を行った。

<委員の主な意見>

1 生きやすい職場づくり・学校づくり・地域づくりについて

- 京都市には学生が多く、学生のケアが大事であることは以前にも触れたが、留学生は抜けがちな視点である。アジア圏では、台湾は性的少数者の人権に関する取組が進んでいるが、差別が厳しい国も多い。その中では、日本は性的少数者にとって比較的安心な国であり、性的指向や性自認について自由に発言し、それらを研究テーマに選ぶこともできるため、留学先に日本を選ぶという話も聞く。留学生の中にも一定数、性的少数者の当事者がいると考えるべきである。

東京では『Not Alone Café』という、来日して間もないゲイ・バイセクシュアル男性等のための、多言語対応ができる民間相談スペースがある。大阪にも同様の取組があるが、京都では聞いたことがない。複合的なマイノリティ（性的少数者であることのほか、外国籍、障害、貧困、病気など）は、メンタル面での不調をはじめ、より社会的に脆弱な状況にある。専門的な知識を持ち、各セクターとの連携・情報共有を取りながら、支援を行うことができる体制が必要である。

- 「LGBTの取組は、「生きやすい職場づくり・学校づくり・地域づくり」の3つの軸で取り組んでいく必要がある。」という御意見は重要である。

社会学においては、『職場』と『家庭』が重要な視点だが、性的少数者の当事者にとっては、『家庭』は困難な場所であることが少なくない。性的少数者に関する科学研究費によるアンケート調査で「自分の子どもが同性愛者だった場合、嫌だ・どちらかと言えば嫌だ」と思う人が7割程度いるなど、『家庭』における意識の変革は難しい。だが、職場・学校・地域など、パブリックな空間における意識が変われば、家庭における意識も変わっていくと考える。特に、行政が関わり、かつ運営にあたって透明性が求められる

るため、学校における取組は重要である。学校、職場、地域、家庭の順番で変わっていくのではないか。

- 京都市には数多くの大学があり、その拠点として大学コンソーシアム京都という全国最大規模の組織がある。行政から各大学にバラバラに取組について要請を行うのでは、話が入りにくいと思うので、大学コンソーシアム京都と連携するなどの取組が重要ではないか。
- 昨年3月、FDフォーラム（大学教員の教育能力を高めるためのイベント）において、1つ目のシンポジウムをコーディネートし、大学におけるダイバーシティの重要性について話した。大学は、美術館や博物館のように、大学という組織それ自体が国際的な機関であり、教育や研究活動を行っていく上で、国際的な基準で行動する必要がある。しかし、大学もグローバルスタンダードな観点からダイバーシティの実現のために何をどうすればいいか戸惑いがある。一方で、ハラスメントについて以前よりも相談しやすい環境ができてきたのか、国内の各大学においてハラスメントの訴えは多くなっている。マイノリティへの差別が発生するような修学環境は、大学の危機管理上もよくない。もっと勉強会や研修を行うなど、大学コンソーシアム京都や行政にも関わってもらいたい。
- 地域社会にも性的少数者の当事者がいて、最近、段々と意見を表明し始めている。京都市内のある老舗企業の代表者が当事者であるとカミングアウトし、活動している。そういった方に市や府の広報誌に登場していただくなど、当事者が声を上げやすい環境を作ることが重要ではないか。

2 コミュニティスペースについて

- コミュニティスペースの運営は、利用者によってニーズが大幅に異なるため、試行錯誤しながらやっていかなければならない。運営のために実行委員会などの多面的なチームを作ることが必要だと考える。性的少数者は、複合的なマイノリティである場合が多いため、たとえばメンタルヘルス対策の専門家、福祉施策の専門家、行政担当者、当事者などがチームを組み、様々な課題に対応できるような態勢を長期的な視点に立って目指すべきである。

また、特に京都では、多言語対応、せめて英語対応はできるようにすべきである。開設する時間も長い方がよい。利用者が「行こう」と思ったときにフラッと立ち寄れるような、日常に取り込まれる場所になるとよい。

- 運営スタッフボランティアは、なかなか集まらない。集まっても、ボランティアには教育や研修が必要である。きちんと人を雇った方がいい。

3 パートナーシップ制度について

- 「私（自分）の権利は社会から尊重されている」ということは、孤立感の低減に大事なことであり、行政がパートナーシップ制度を導入するに当たって発信すべきメッセージでもある。
- パートナーシップ制度を導入すれば、制度を使った人が職場でそれを活用することもある。そのことにより、企業の実績も進む。社会でのカミングアウトも増え、ロールモデルが増える。社会の理解が進むことで、アウティングも減る。
- パートナーシップ制度は実利的な意義と、メッセージ的な意義の両方がある。早急に進めてほしい。
- パートナーシップ登録のためにカミングアウトすることを強制するのは問題。なるべく対象を広げてほしい。
- パートナーシップ制度を実施することで、他地域から京都に来た学生などが、そのまま京都に居続けてくれるかもしれない。
- 制度という目に見える形で具体的に位置づけて、性的少数者の人権を尊重する姿勢を表明することは、当事者を元気づけ、社会における認知を高めるとともに、市民の理解と共感を広げ、深めることができるという意味で重要だ。また、制度導入をきっかけとして、民間での取組も進むと考える。

国連では、性的指向と性自認を理由とした差別を禁じる動きが年々活発化するなど、性的少数者の人権を尊重する取組を行うことは国際的な流れである。

日本は先進国の中でもめずらしく、同性婚ができない。憲法に関する議論もあり、法律上、同性婚が可能になるには時間がかかるだろうが、今このときも、当事者は存在し、生きづらさを抱えている。以前、母国で同性婚をしている駐日デンマーク大使のパートナーを、国の行政機関が、配偶者として扱うことを拒否したという問題があった。それは日本に、彼らを理解するための枠組みが存在しないからである。行政が『性的少数者の当事者を理解するための枠組み』として、パートナーシップ制度を実施することには大きな意味がある。

京都市には大学が多く、海外からの留学生・研究者も多い。母国で同性婚をしている方もいる。また、観光や仕事で京都市を訪れる人も多い。そういった国際的な都市である京都市が、ダイバーシティに関するメッセージを発信する意義は大きい。

- パートナーシップ制度の利用を一方又は双方が性的少数者に限ると、カミングアウトの強制につながりかねないため、パートナーシップ制度の対象者に事実婚の異性カップルも含めるという考え方がある。当事者がカミングアウトしなくてよいだけでなく、フランスの連帯市民協約（PACS）のような、結婚に準じた法的保護を受けることができる制度が世界的な流れとなってきた。社会の持続的な発展のために、若年層の生き方のニーズに応じた制度が必要だと思う。
- 一方で、パートナーシップ制度については、個人の価値観や家族観、従来の婚姻制度

に関わることもあり、性的少数者の当事者の方を含めて、市民の間で様々な意見がある。本来的には社会的な意思決定の下で法制度の見直しなどが必要であり、多様な意見を踏まえつつ、市民の理解と共感を一層広げる取組を進め、段階を踏んでいくことも必要であると考え。

- 既に事実婚を対象に含めたパートナーシップ制度を実施している都市もあるので、前向きに検討してもらいたい。いきいきと生きる市民が可視化されることで、市民の意識が変わってくる。価値観の異なる市民の理解を得つつ、長い目で見て受け入れられるような制度にしてほしい。京都市は伝統的で古いまちである一方、明治以降、他都市に先駆けて近代化が急速に進んだまち、特にマイノリティと文化的・学術的活動が早くから結びついてきたまちである。その文脈を活かし、先進的な取組を行ってほしい。